

Title	西域の歴史地理研究と『坎曼尔詩箋』の真偽
Sub Title	The authenticity of Kan man er's anthology reconsidered : from the historical and geographical point of view of Central Asia
Author	楊, 鎌(Yang, Lian) 和田, 浩平(Wada, Kohei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.2 (1995. 3) ,p.21(137)- 45(161)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950300-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西域の歴史地理研究と『坎曼尔詩箋』の真偽

楊田浩平 鎌 訳

『坎曼尔詩箋』は、世間に公に刊行されて以来すぐに論争が起つたが、その問題点の所在は本物であるか偽物であるかということにあつた。清の乾隆・嘉慶学派の伝統を継承し、筆者は数年にわたる調査研究を行い、『坎曼尔詩箋辨偽』（『文学評論』一九九一年三期、以下「辨偽」と略称する）を書き上げた。その真贗と西域の歴史地理研究との関係は甚だ深いものであるだけに、今一度この論文を特別に認めて、「詩箋」は必ずや偽物であるという説を述べる次第である。

上篇 外証

『坎曼尔詩箋』とは二つの文書を一括した言い方であり、坎曼尔自らの署名があるが、唐の憲宗の元和十年（八一五）のものと元和十五年（八一〇）のものとに別

れる。「辨偽」において、筆者は以前、元和年間のシルクコードは遮断されていて通行が困難であるということを論証し、詩箋が確かに偽物であるという証拠の一ととした。『西域研究』の一九九一年二期に発表された郭平梁の『有闕坎曼尔詩箋的若干史実』（以下『若干史実』と略称する）では、この説に強く反駁し、「吐蕃統治の時代にあつては、隴右、河西、西域と中原との交通には、もちろん支障が存したが、決して（按するに、原文、此くの如し）完全には中断されたわけではない。」と提唱している。また、次の三点（訳者注、いずれも『若干史実』の〈10〉「關於在吐蕃統治時期、隴右、河西、西域与中原的交通」に見える。）の「史実」を反証として列ね、証拠としている。

一、「七八四年、唐は沈房に詔書を持たせて安西、

北庭に派遣し、將軍及び兵卒に撤退して、地方と吐蕃とが交わりを結ぶようにと勧告した。」
「使者の今一つの使命は、吐蕃に入国し、会合をもつことであつた。」

注の典拠は『旧唐書』（中華書局、五二四八頁～五二四九頁）。先ず、依りどころとした原文を見てみると

興元元年二月、以右散騎常侍兼御史大夫于頎往涇州已來宣慰吐蕃、仍與州府計會頓遞。時吐蕃款塞請以兵助平國難、故遣使焉。四月、命太常少卿、兼御史中丞沈房爲入蕃計會及安西、北庭宣慰使。

これによれば、沈房が吐蕃に赴いたその肩書は、「入蕃計會及安西北庭宣慰使」というものであり、その主な任務（決して「もう一つの使命」などということではない）は、涇州付近及び吐蕃に赴いて交渉することであつて、所謂る「詔書を持つて」「隴右、河西を経て、西域に入る」ということは、全く想像によるものである。「入蕃計會」にどうして「安西北庭宣慰使」を兼務する必要があるのであろうか。この件の前後関係については若干の説明を要する。

安史の乱の後、安西北庭の精銳にして強力な将兵は、徵用調達されて入關して皇帝を援助した。後にこの部隊を主体とし、安西北庭行營を設立し、中唐の涇原節度使が統率する中心こそ安西北庭行營の部隊であり、涇原節度使は長期的に「四鎮（すなわち安西四鎮のこと）北庭行營節度使」を兼ねた。かくしてこの当時、唐と吐蕃とが会盟した地点は涇原の平涼にあつて、この地は長安からわずか数百里のところにあるものの、西域とは万里も離れた彼方に位置していて、中原、西域との交通には全く関わりが無かつた。建中四年（七八三）八月、謀反を起こした將軍李希烈が襄城を攻めた折り、涇原（すなわち安西北庭行營のこと）及び他の道の兵に救援をするようなどの詔が発せられた。十月、涇原の部隊は長安を経て、元の涇原節度使の朱泚を擁立して反乱を起こした、これは有名な「涇原の軍隊の反乱（クーデター）」である。これは有名な「涇原の軍隊の反乱（クーデター）」であり、唐代の伝奇小説「無雙傳」はこのことを背景にしている。「涇原の軍隊の反乱」を平定するために長安を逃れた唐の徳宗は、吐蕃に出兵の援軍を求め、平定の後には伊州、北庭の地域を譲渡することを承諾した。「涇原の軍隊の反乱」は実際には安西北庭行營のクーデターであるために、沈房を涇州に派遣し、吐蕃と「兵助を以て

國難を平らぐ」代償について討議していた時に、「安西北庭宣慰使」を受けたことは、政府側が願望する兼職であることを示しているにすぎない。沈房はまったく安西と北庭に行つたこともなければ、彼の出使もまた中原と西域との交通がなだらかに進むかどうかとは全く関係が無かつた。新旧二つの『唐書』の関係のある各巻に拠つて、沈房の行跡を抜き出すことができる。「呉興の人、唐の代宗の沈皇后の族子なり。唐の德宗の時に蔭を以て金吾將軍を授けらる。」(『旧唐書』卷五十二、『新唐書』卷七十七)。因つて、「期喪有り、公除して、常服もて入閣す、帝疑ふらくは……」(新旧『唐書』董晋伝に見える)。沈房の出使に関しては、『新唐書』卷二一六の次の記載と相互に参照できる。

朱泚之乱、吐蕃請助討賊、詔右散騎常侍于頤持節慰撫、太常少卿沈房爲安西北庭宣慰使以報之。

かくして、唐史と沈房とが関わる全ての内容がことごとくここに見え、『若干史実』で言う「詔書を持つて」「隴右、河西を経て」七八四年に安西、北庭に至つたという事実は、歴史上全く存在しなかつた、と言うことができる。「將軍及び兵卒に撤退させる」などの経緯は、全く証拠がない夢物語である。

一二、「八二一年、唐が劉元鼎を吐蕃に派遣して、彼が蘭州を通過した時」はどうであろうか。この注を施した典拠は『新唐書』(中華書局、六一〇二頁)のものである。この書の該当ページを確かめてみると、劉元鼎は吐蕃と「疆侯を定める」ために赴いたのであり、この旅は蘭州から西南に回つて、今の青海地区に入つたものであるが、蘭州は黄河の東に位置していて、河西回廊の一部份であるとは見なされたことがなく、この時の出使は中原と西域との交通とは少しも関係がない。

三、「八三九年、唐は李景儒らを吐蕃に派遣した」、その途中「甘、涼、瓜、沙などの州の都市は、故の如し」云々。この注を施した典拠は『新五代史』(中華書局、九一四頁)である。

この条の資料は全く確認するまでもない。この書の該当ページには次のような内容があるにすぎない。

肅宗起靈武、悉召河西兵赴難、而吐蕃虛攻陷河西、
隴右、華人百万皆陷于虜。文宗時、嘗遣使者至西
域、見甘、涼、瓜、沙等州城邑如故(以下郭平梁
の引用と同じ、省略する)。

原文はただ「文宗時」とあるのみであるが、『若干史

『実』では事実を八三九年とし、「使者派遣」は具体的に「李景儒らを吐蕃に派遣した」としている。我々は別の史書『新唐書』(六一〇五頁)に目を向ければ、そこには「開成四年(八三九)、太子詹事李景儒を(吐蕃)に派遣した」とあるが、ただこの一句については、その他関係のある内容はさして無いのである。まさかこれは、二つの正史の関連しない段落を結び付けて一つの「史実」としたものでもあるまい。唐の文宗の在位期間は十四年、建元、大和(或いは太和)、開成、ただ『冊府元龜』の「外臣部、通好」の章の記載によれば、その時に吐蕃に出使したものは五人であり、それは六度の機会にわたる。

太和二年(八二八)	十一月、唐弘実
太和五年	十一月、李從易
太和六年	十一月、田早
太和九年	十一月、李從簡
開成元年(八三六)	十二月、李景儒
開成四年	三月、李景儒再使

お伺いしてみたい、『新五代史』の「文宗時、嘗遣使者至西域」の記載によるだけで、どうして八三九年の李景儒の出使ということになってしまったのか、と。李景儒

は唐王朝の宗室であり、その兄の李景儕は元和の名臣であつた。史書には李景儒に「芸学有りて、名を時に知らる」と称すが、広く新旧の『唐書』を調べてみても、その事跡は僅かにこれのみである。

『若干史実』に挙げた三条の全ては、中原と西域との交通は、「決して完全には遮断されたわけではない」ということの実証を企てた資料であるが、これを総体的に分析すると次のことが分かる。一、その内の後の二つの事例は、坎曼尔が「詩箋」を書いた(八二〇年)後の事であり、もとより討論の範囲にないものである(論題はもともと、「詩箋」執筆時における中原と西域との交通は遮断されていたか否か、ということである)。二、引用史料の出所は、いずれも仔細な検討に耐えられるものではない。

依拠したところの史実がその結論を説明できないということのほかに、『若干史実』のこの論点(中原と西域との交通は、中断されていたわけではない)も、それ自身の見解と抵触するものである。『新疆簡史』第一冊の第一四二一一四三頁には次のように明言している。

「安史の乱」が平定されてからも、……安西四鎮、伊西北庭の二つの節度使は、旧来どおりに原地に駐屯して

いたが、吐蕃の権力が河西、隴右の広大な土地を占拠してからは、彼らは中央政府との関係が切斷されてしまつた。

同じ一人の作者の二つの論証において、一方では「中斷」という言い方をし、今一方では「切斷」という言い方をしている。その意味するところは疑い無く同じであるが、結論はところが正反対である。『新疆簡史』第一冊の第一四二—一四三頁の中原と西域との交通が切斷されていたということに関する論証と筆者の『辨偽』とを对照させてみて異なつてゐるのは、『簡史』では一度にわたつて西方に仏法を求めて旅に出た高僧悟空（即ち車奉朝）を別の僧侶である慧超に誤つてゐるにすぎないのであるが、慧超はつと開元十五年（七二七）に東のかた安西にもどつており、貞元四年（七八八）に安西に至つたのは、西方に仏法を求めて旅に出た別人である高僧悟空であつて、還暦の歳月ほども離れた二つの出来事をごちゃまぜにしてしまつてゐる。この二つの「致命傷」を除いては、『辨偽』とまったく一致してゐる。

八世紀末の河西、西域と中原との交通が切斷されていきという状況については、『辨偽』が引証を試みたといふことにこだわらなくとも、日本の学者長沢和俊の「吐

蕃の河西への侵入と東西交通」⁽³⁾がなお参考になる。孫楷第氏の『敦煌写本張淮深文跋』⁽⁴⁾はかつて『元和郡県志』に依拠して河西の五郡が吐蕃に陥落した年を考察した。

涼州 代宗廣徳二年（七六四）

甘州 代宗永泰二年（七六六）⁽⁵⁾

肅州 代宗大曆元年（七六六）⁽⁵⁾

瓜州 代宗大曆十一年（七七六）

沙州 德宗建中二年（七八一）

また、これとともに「隴右が先ず失われ、河西がこれに次いで、そして四鎮、北庭は最も後であつた」、吐蕃の「侵攻の順序としては東から西に向かつてゐる、凡そ方向としてはしだいに西に移動してゐるということは、吐蕃の侵攻の時期もその後であり、切斷政策を採つて、中原の援助を絶ととしたのであろう」とも論証している。

こうした背景の下では、次の皇帝が即位したといふこと、もしくは改元を行つたという消息などはいずれも、西域に残存していた唐朝の飛び地にとつて即刻その情報を得ることなどは、困難であつたであろう。和田（ホーダン）より出土した『蘇門悌舉錢契』には、「建中七年

七月」と記されているが、建中の年号が行われたのは僅かに四年であり、この後は唐の徳宗が即位し、また興元、貞元と改元されているから、所謂る建中七年とは、實際には貞元二年（七八六）のことである。克孜爾（キルギス）（唐安西都護府轄境）で出土した政府文書『孔目司公牘』⁽⁶⁾にもまた「建中五年」（實際には興元元年）と記されている。

西域には朝廷の消息が分からなかつたが、朝廷側もまた北庭、安西の現況が把握できていなかつた、というのがまさに八世紀から九世紀にかけての搖るぎがたい歴史的事実である。北庭は貞元六年に吐蕃によつて陥落し、これ以後は、安西からの音信は皆無となつたが、『旧唐書』「吐蕃伝」ではこれを総括して「是れ自り安西阻絶し、在否を知る莫し」としている。塔里木（タリム）地区で発見された中唐の紀年としての、最も後のものはキルギスの洞窟内の「貞元十年（七九四）」の題辭⁽⁷⁾であるが、安西都護府はまさにこの後ほどなくして吐蕃によつて占拠され、所轄地は唐朝のものではなくなり、その状況がつづいて晚唐になつてようやくいくらか變化が生じたのである。

〔唐大詔令集〕卷一一六に唐の代宗の「喻安西北庭諸

將制」⁽⁸⁾を收めているが、当時は「實に五京二庭は存亡」危急の秋なり（也）」といふものであつたと、ことさらに強調しており、同時に、吐蕃に對しては「離間を反復し、國難を妄りに説き、人心を動搖さす」という憂慮の念を表明している。このような離間が存在し皇帝がそのために憂慮するという所以は、それより以前の問題として、消息が著しく封鎖されていたことがあるからにほかない。貞元十年以降、唐朝の安西における一切の組織はみな存続できなくなり、憲宗、穆宗らの唐朝の紀年の記された漢文の資料がこの一帯において発見されるということはいまだないにもかかわらず、どうして回紇人（ウイグル人）が元和の年号を明瞭に記した文書のみ発見されるなどということがありえようか。米蘭（ミラン）で生活していた坎曼尔が何故にいづれの年が元和十年であると知ることができて、しかも竹簡の端にはつきり書くなどとができるであろうか。

「辨偽」において筆者が指摘したことは、「詩箋」が出土した地点は唐代の遺址であるが、「詩箋」の片面には元朝に創製されたチヤガタイ文字が書かれており、この点がとりもなおさず偽物であるという一つの証拠になつてゐる、ということであつた。この説に異議を唱へて、

『若干史実』では文字に関する一節（訳者注、¹²）「關於詩箋背面的察合台文」のこと）をわざわざ設定し、ミーランをどういうわけか『馬可波羅游記』（マルコ・ポーロ旅行記）に見える「羅布大城」（ロブノール）になぞらえているが、この「羅布大城」は元代前期にはなおかなり活氣があつて、居留民はイスラム教徒であつた。もしこの説が成立するとすれば、それなりに疑問点を分析する根拠となすべきである。が、越えられない問題点としては、ミーラン古城は唐代の遺址であるという早くからの定論があつて、ミーランの発掘を司つた穆舜英氏がかつてミーラン古城は「唐代の吐蕃の古い要塞遺址である」と明言していることがある。新疆博物館が編纂出版した『文物工作學習材料』の第一輯所収の「新疆維吾爾自治区第一批文物保護單位名單」にも、ミーランの「時代」は「魏晉より唐まで」と注釈している。この点については、歴史考古学界にいまだ異説が見られない。しかも、軽視できない事実としては、坎曼尔が書いたもの（その他の四件の古詩残片を含む）を除いて、ミーランでは漢語文の文書或いはチャガタイ文字で書かれた文書は出土したことなく、如何なる唐以後の文物も出土したことないということがあり、もしそれが本

当に元代に繁栄したオアシス「羅布大城」であるなら、それはきっと蜃氣楼であつて、地上には結局そのいささかの痕跡も残つてはいないのである。

「詩箋」と同時に発刊された新疆の出土文物としては、またト天寿と名前が記された一組の写本がある。⁽¹⁰⁾『若干史実』では意外にも、このト天寿写本を例として挙げ（訳者注、¹⁶）「關於字体」に見える「坎曼尔」の写本の出現もまったく普通のことであるということを実証しようとした、また同時に、それらが「驚くに値するほどよく似ている」という認識ももつていて。しかしながら、西域の歴史と地理をほぼ知っている人ならご存じの史実というのは、次の如くである。つまり、二つの文書の間には百年もの隔たりがあり、ト天寿写本には唐代初期の景龍四年（七一〇）と記されていて、それはちょうど唐代における西域統治の全盛時期に該当しており、この年に唐王朝は河西節度使、度支使、營田使などを置き、涼州、甘州、肅州、伊州、瓜州、沙州、西州の七州を領有しているが、「坎曼尔」の写本は、元和十年（八一五）より元和十五年の間に書かれていて、その時期には西域はまつたく守りを失つていた、ということである。ト天寿写本が出土した吐魯番（トルファン）の阿斯塔那（ア

スター）は、まさに河西節度使が所轄していた西州にあつた。この西州は高昌国を中心であり、高昌は漢族を主として立国して久しい王国であつて、その地で出土した一千百にも上る文書はいずれも漢語のもので、中国文化の影響を数百年にもわたつて受けている。そしてト天寿当人は漢族であつた。しかし「坎曼尔」の写本はミーランより出土したものであり、しかも当時は吐蕃の統治下にあり、ミーランより出土した文書はその写本以外はいずれも漢文ではなく、その他の漢族あるいはウイグル族の文物というものもなかつたのである。

明言できることは、元和十年のミーランの居住民でウイグル人の坎曼尔と景龍四年の西州の一学生にして漢族のト天寿は「驚くに値するほどよく似ている」ということは、ただ主観的想像の内にのみ存するものであり、いかなる歴史的事実もそれらがよく似ているなどという証拠を提供できはしない、ということである。

当然のことながら、ト天寿写本と「詩箋」との間には、さらに今一つの明確に一線を画せる異なる点がある。それは書法である。前者は唐代の文書では慣用されている書体であるが、後者は唐代の文書中に現れたことがないものである。『若干史実』では「『詩箋』の字体は、これ

まで一つの疑問であった。しかし、私の知るところによれば、問題の所在はどこにあるのかということについて、具体的に語つた人は誰一人としていない。』と云う。

これは、かなり不確かな略述である、なぜなら筆者は「辨偽」において、張政烺、蕭之興(1)の両氏の見解を紛れもなく引用して述べているからである。具体的な問題を回避した後で『若干史実』では、次のように言い切っている。「詩箋」の「字体の特徴は、総括してみると、真書或いは楷書である」と。その上さらに「敦煌、トルファンで出土した唐代の文書中にも楷書で抄出されたものが少なくない」とも云う。一千にものぼる唐代の文書の中から「詩箋」と字体が同じ一文書を搜しだせるものかと、我々は問わずにはいられない。唐代の碑誌に書かれた文字は、楷書で書かれてから石に刻まれたものであるが、『千唐志齋』或いは西安の碑林博物館に所蔵されるものと「詩箋」のものとを大まかに比べてみると、火を見るよりも明らかかなように、「詩箋」は楷書から掛け離れたものであり、宋の字体に倣つたものである。この事実に基づいて、或る書家は、もし「詩箋」が本物であるならば中国の書道史は書き改められなければならない、と指摘している。

『若干史実』第七節（訳者注、¹⁷）「關於出土文物文書與歷史文献的關係問題」では、出土文物と歴史文献との関係について述べていて、前者を以て後者を「補い、完全に修正」すべきものと認識している。これは正しいことではあるが、一つの基本的な前提の制約を受けることを免れない。つまりこの文物は必ず本物でなければならず、そうでなかつたら逆に混乱を起しうるのである。

『若干史実』で挙げる出土文物によつて歴史文献を「修正」するという例としては、出土した前漢の「霸橋紙」によつて後漢の蔡倫の造紙の旧説が誤りであると証明するものがある。この例自身は如何なる問題をも説明しつくしてはいられない。なぜなら所謂る「霸橋紙」は科学的な分析と調査の後に、すでにただの麻絮と証明されており、紙の範疇に全く入るものではないからである。⁽¹²⁾これと同様に、「詩箋」によつて書道史を「修正」したり、また、歴史考古学界がこれに依拠してミーラン古城の歴史的年代の改定を余儀なくされたり、更には全ての中原と西域とに関わる歴史を書き改めるなどといったことはできないのである。

私は『若干史実』の言外の意味が何であるかを突き詰めようとは思はないが、私見によれば、真偽のほどは水

と火が相入れずに対立するのと同じである。「二つの全て」（両个凡是）が、実践は真理を検証する唯一の基準であるというこの認識に取つて代われなかつた以上、如何にきれいな言い訳であつても、我々をして真偽を顧みず歴史の事実に対して宣戦させることはできないのである。

下篇 内証

「辨偽」の中で筆者は『坎曼尔詩箋』の文辞について分析を試みた。『若干史実』の新たな発言に結び付けて、今再び「詩箋」そのものについて真摯な検討をすることにする。

坎曼尔の自作の詩「訴豺狼」の第一句は「東家豺狼惡、食吾餓、飲吾血。」である。

「餓」の字について、郭沫若氏は「新疆の同志たち」の見解を聞き入れ、「饢」の俗字体であると解釈している。⁽¹³⁾事実、少なくとも今世紀の五十年代からは、新疆の民間では広く餓を饢の簡体字として用いており、「餓房」、「烤餓」といった類いの看板は現在まで変わらずに至る所で見られ、「食吾餓」とは「食吾饢」であるといふのが定説になつてゐる。

しかしながら真剣に検討すべきことは、むしろ饅といふこの名詞が、いつ新疆の各民族及び居住民の生活の中に現れたかということである。坎曼尔は回紇人であるとされており、漢語を十数年も勉強したというが、その母語と漢語の中からそれぞれ例をもとめて研究を行うべきである。

元和十年はまさに回鶻が西遷する前夜であり、そ

の言語資料として主要なものは鄂尔渾（オルコン）河流域の突厥の魯尼（ルーニック）文碑銘である。

『古代維吾爾語辭典』『古代突厥魯尼文碑銘⁽¹⁴⁾』など

の書を調査してみても、饅という語彙の音或いは意味を見いだせない。碑銘の語彙には一定の限界があつて、それが使われたことがない饅という字であると暫定的に決めておくしかできないのである。

穆罕默德・喀什噶里（マハムード・カシュガーリ）の『突厥語辭典⁽¹⁵⁾』は十一世紀に編集されたが、その収集範

囲からして、ウイグル人の主食の言葉を収録しないはずはない。問題はそのまま北宋にいたって、ウイグル人はいつたい今日饅の音に読む食物（原文、面食）を何と呼んでいたかという点にある。我々はこの書三巻の一頁ず

つを最初から最後まで調べていき、すべての関係のある資料を拾い出した。上側の欄は辞典の見出し語であり、其の下のものは訳文である。組版と印刷が実際に難しいために、漢語の拼音を用いて原文に替えるを得ない。これによつてその読み方と饅とは近いかそれとも一致するかを比較する。

aipaik 児童語「中指饅」。卷一、九二一頁

aipmaik 様磨、托合蘇人和某些烏古斯、欽察人語「言中的饅」。一三七頁

aitmaik 指饅。一三八頁

tokuqi 即托卡其（含意為小油饅）。四六四頁

kumaiqi 埋入灰中烤熱的饅。（按、此同現代維語、即餅子）。四七六頁

その他、卷二、七八頁「yaputi（牙甫提）」という語（即扣、放）の解釈の例の中で、饅を称して wutmak（烏特買克）としているが、これは aitmaik の異なる表記である。

上述の成果は李吟屏らの二人の方々に依頼してできたものである。これに対しても、李吟屏の結論は、次のとくである。

『突厥語辭典』卷一から卷三までを通読して、突厥

語中には饢というこの語彙の存在を確認できないが、その訳文中から分ることは、十一世紀にはすでにこの種のかまどの中焼いた食物があつて、その名稱は艾派克、艾特買克、艾甫買克、烏特買克ということで、饢とは呼ばなかつたということである。當時はまだ饢という語は無かつたと分かる。

現代ウイグル語の中で広く使われる饢については、それが現われたのは明代より以前ということではなく、明初の回鶻文字の文献『高昌館雜字』⁽¹⁶⁾（別名『高昌館來文』、『高昌館課』）ではまだwutmai（烏買）と称しているが、これは『突厥語辭典』中のwutmak（烏特買克）が転じたものである。

吾拉木（ウラム）らが編した『維吾尔古典文学詞語集成』、毛明・阿不都拉（ムーミン・アブドウッラー）が編した『土耳其—維吾爾語辭典』などの書によれば、饢の語源はペルシャ語にあつて、チャガタイ汗国の時代以後になつてようやく取り入れられた外来語である。

漢語ではいつごろこの種の食物を饢と訳したのであるか。

蕭之興はかつて、漢語の饢字の現れたのはかなりおそれなつてからのことであると指摘したことがある。これ

はまつたく正しい。宋代以前の字書にはこの字は無く、比較的早い例としては、明代の『西遊記』中の「饢糠」であり、『辞海』はそれを「拼命地吃」（しきりに食べる）と訳しているが、饢は単独には用いられない。ただ糠とのみ一定の語句を構成し、nāngと読むがnángとは読まない。清朝以前の漢文の文献では、この種の食物を饢と呼ぶことが見えない。清朝前期にはよくこれを餌餌とか餌飪と呼んでいた。『西域聞見錄』（序は乾隆四十年に作られる）ではすでに玉葱を「丕雅斯」と称していったが、依然として饢のことは餌飪と称していた。乾隆四十七年（一七八二）に編纂された『西域圖志』では或いはこれを餅と称し（卷四十一）、或いは餌餌と称して（卷三十九）いるが、やはり饢とは称していない。紀曉嵐の『烏魯木齊雜詩』では「餅餌」と称している。⁽¹⁷⁾ 清末に至つて蕭雄が撰した「百科全書」式の『西疆雜述詩』中でも、現在と全く同じ烤制の過程が叙述された後に、やはりこれを「餅餌」と称している。⁽¹⁸⁾ その時々において饢の使い方には普遍性がないことがわかる。私が目にした限りにおいては、漢語中でそれを饢と称するのは清代中期以後のことである。比較的早いものとしては林則徐の『回疆竹枝詞』に「村村絕少炊烟起、冷餅盈懷喚作

「饢」がある。

上述の史実に基づけば、『辞海』（一九七九年版）に至つて饢を解釈して「ペルシャ語のパンの意味である。清人は餅餅に訳す。維吾尔、哈薩克、柯爾克孜などの民族の重要な食物の一つである。」としている。

このような状況下において、唐代の元和年間のウイグル人である坎曼尓が何故に自分の詩の中で、ウイグル語にも漢語にもまだ現れない饢の字を、このように真っ先に用いることができたであろうか。

「訴豺狼」の第一句のみは、それが唐代の文書であると信ずる術がない。「東家豺狼惡」とは現代化しすぎてゐるのではなかろうか。『坎曼尓詩箋試探』はこの東家を資産家と訳しているが、それが非常に正確であるために異説は見えない。しかし問題は、この用法は唐代にはまだ現れなかつたということにある。

『若干史実』で特別に「東家」について論じられた一節（訳者注、¹⁵「闕于東家」のこと）は、次のような書き出しで始まつてゐる。

「辨偽」では、「東家」の事情はいささか複雑である。『坎曼尓詩箋』中の『東家』は資産家（小作人、雇われ農民が従属する主人）の意味である。」が、

唐代では「『訴豺狼』を除いて、資産家という意味をもつものは一例もない」と云う。

ここまで来て『若干史実』では筆鋒を一転させ、問いただす、「眞の史実はこのようなものなのか」と。又杜甫の「陪鄭広文遊何將軍山林十首」「鄭広文に陪して何將軍の山林に遊ぶ」（其の四）を引き、その中に「尽捻書籍賣、來問尔東家」「尽く書籍を捻みて売り、來つて尓なんじが東家を問わん」という句があることから、「この『尓』は山林を指し、『東家』は山林の所有者である何將軍を指す。それゆえ杜甫は早くから『東家』を『主人』の意味に用いたのである。」又「現代中國語の中で『主人』と解釈する『東家』という語句にはすでに一千年以上もの歴史がある、と分かる。」と総括して云う。ここまで読んでみて、私は『若干史実』の作者がいつたいどのような問題を提起しているのかが一貫して分からぬ。

彼は「辨偽」中の「東家」という語句は唐代では、『訴豺狼』を除いて、資産家という意味をもつものは一例もない」という判断を、すでにはつきりと引用しているが、彼の論拠というのは意外にも、「東家」が「主人」であるという解釈は「すでに一千以上もの歴史がある」と

いうことである。いかなる現代中國語の辭書および實際に使われている言語においても、「資產家（財、主）」がい

ままで「主人」と同義だったことはなかつた。『若干史実』の反駁は東家「資產家説」であるが、論拠はどういうわけか「主人説」である。例えば『若干史実』の作者が私を彼の家に招いて食事をするとしたら、この時には私は客人であり、彼は主人であるが、そのためにかれは

資產家（地主、金満家）であると言えるであろうか。

「辨偽」では「東家」が唐代に「主人」という意味があるかどうかについて検討がなされていないのであり、よしんば東家は主人の意味で一千年以上の歴史があるとしても、東家は資本家の意味で千年の歴史があるとは絶対に置き換えられない。このことはもとより中学生程度の者ならだれでも混同して語りはしないことである。

我々はさらにこの杜甫の詩中の「東家」をいつたいどのように理解すべきかということについて検討しなければならない。杜甫の詩注本は多くて枚挙に暇がなく、もともと「千家、杜に注す」と称されているが、今比較的目にするそのいくつかを挙げて証明しよう。

一、清人楊倫『杜詩鏡銓』卷二、『家語』魯人謂孔子「東家丘」。東家當即指旁舍。言以讀書無益、故欲

結避世之隣也。

二、清人施鴻保『讀杜詩說』卷二、今按、（東家）若

指何氏、與「爾」字意不合、且云「爾東家」亦復。

『杜臆』、公獻賦不售、故欲賣書買宅、乃激憤之詞。
……「東家」雖借用現成字、亦必其園正在何園東。
……東坡「豆粥」詩、「我老此身無着處、賣書來

問東家住」四句、正用此詩、亦作隣家説也。

三、清人仇兆鰲『杜少陵集詳注』卷二、王筠詩「微步出東家」。東家指何氏。

四、清人浦起龍『讀杜心解』卷三之一、此必當時居停之處、故篇首着「旁舍」字、便若以所處爲居室也。上述の注釈を総括すると、ここでの「東家」はなお近所の人という意味を含んでおり、第一句の「旁舍連高竹」と対応する。これを例とすれば、唐詩中にはもとより「東家」が資產家という意味にはならないという結論を覆すことはまったく不可能である。「來問爾東家」と「東家豺狼惡」、この両句中の「東家」の意味は全く異なるものである。

坎曼尔の自作の詩「憶學字」中には「李杜詩壇吾欣賞」という一句があり、「辨偽」ではそれを偽作の痕跡として最も明白な一例と見なしたが、『若干史実』では

この論につよく反駁し、論文中のこれもまた「東家」の一節のごときは、先ず「辨偽」の「李杜の在世時、当時の人は李杜（とりわけ杜甫）に対して、今日ほどには特に重視していなかつた。李杜を以て唐詩の最高傑作の代表とし、唐詩の代表（按するに、彼の引用文はこうなつてゐる）とするのは、李杜が世を去ることかなり久しくなつてからのことである。」を引用した後に、次のように云う。

気づきやすい点ではあるが、ここでは概念が変えられてしまつてゐる。「詩箋」の真偽について言えば、ここで証明されなければならないのは、「李杜」というこの言葉が當時流行していたか否か、或いは存在したか否か、ということであつて、李杜が如何なる時に「唐詩の最高傑作の代表、唐詩の代表」となつたかという問題が証明されねばならないといふことではないのである。（訳者注、^八「關於李杜」に見える）

ここまで読んでみて、『若干史実』では誰を批判しているのか私には本当に理解しがたい。たとえ「辨偽」あるいはその他の質疑の文章であろうとも、「詩箋」中に現れた「李杜」という言葉だけでその真実性に疑問を抱く

ことは今まで無かつたことであり、また「李杜」の併称は元和年間に現れたものかどうか、流行したかどうかということは従来探求した人は無く、これは全く検討する必要がないことである。「辨偽」の中で論証したのは「李杜詩壇」が流行したか流行しなかつたかという問題である。が、『若干史実』ではそれを腰斬して「李杜」とし、「辨偽」で引用した李杜併称の出現はかなり早いものであるという例を再び使って、「辨偽」に対しても反駁し、不注意にも同じ頁に私が一方ではつきり書いておいた「李杜をもつて併称することは、李白、杜甫が在世していた時にもあつたということである。」「併称することは唐人の場合よくあることであり、その使用はかなり一般的である。」などの段落にさえ細心に目を通してはいない。先に私に代わつて概念を転移させてしまいながら、「ここでは概念が変えられてしまつてゐる」と再び非難しているのは、「李杜は如何なる時に唐詩の最高傑作の代表、唐詩の代称となり」という詰問にまともに目を向けられないということに殊更によるものである。まさにこのようなわけで、続けざまに一度も「辨偽」の原文である「唐詩的代称」を「唐詩的代表」にしてしまつてゐるのである。

「李杜詩壇」とは通用しない自作の連語ではあるが、その意味するところは明らかに誤りがないものであり、当時の創作の水準と主流の詩作とを代行する形で反映している。李杜の詩篇がいつ最高傑作の唐詩と公に認められたか、李杜はいつ唐代の最も偉大な詩人と公に認められたかを一步進めて考証することなど実際にはまったく必要がないことである。なぜなら「辨偽」ではすでに分析を試みているからである。しかし、『若干史実』ではこれに対して一言も付していない。しかもこれは實際には文学史上の一つの常識である。関係のある文章はとても多いが、ここでは手ごろな二篇を挙げるにとどめよう。

曾棗莊『論唐人對杜詩的態度』（『草堂』一九八一年一期）、杜曉勤『開天詩人對杜詩接受問題考論』（『文學遺產』一九九一年二期）これらを手にして読めば、問題点は解決できよう。

『若干史実』では先ず「李杜」についてその仮想の敵と一戦し、続いて「詩壇」はまた登場が遅いという問題について検討している。存在するか存在しないかということは、明らかに対立する概念であるが、『若干史実』の論証は意外にも次のとくである。

唐詩中には存在しないが、唐の文書中には存在する

のだろうか。現在ではまだ断定し難い。たとえ現存する唐代の詩文中にこの語彙がないとしても、唐代にはこの語彙がないとは断定できず、さらにはこの語彙はただ現代中国語の中にのみあるものであるとも言えないものである。（訳者注、¹³「関于詩壇」に見える）

『若干史実』の中にはしばしば「説不定」（かもしれない）「也完全可能」（……もまたまったく可能である）「為什麼就不可以」（なぜいけないのか）という類いの言葉が見える。ここで不十分であるのは、史実を用いて「まったく可能である」という類いの主觀による推測の言葉に取り替えるということである。よしんば得られたものがわずかに一例であるとしても、それが反駁を許さない実例だとしたら、あまり関係のない正しいようで正しくない「周辺」の証拠を探すという苦労を取り除くことができる。

『若干史実』第一節（訳者注、¹⁴「関于漢人」のこと）の「漢人」を論じたものや「東家」「李杜」などを論じた節の文章は、ともにこの文章の「山場」であり、論証の方法もまた一脈相通するところがある。

坎曼尔の自作の詩の第一句は「古來漢人爲吾師」であ

るが、漢族の人が自分を漢と称することが一般的になるのは前漢と後漢の過渡期の頃であり、この点については如何なる人もまだ否定してはいない。「辨偽」で言及したのは漢族の人が如何に自称するかということではさらなく、西域の各民族は唐代においては漢人という言の方で漢族の人を呼ばなかつたということである。これは私の創見ではなく、馮承鈞氏の結論である。⁽¹⁹⁾ 漢族の人が書いた漢文の文献は、別の民族による自己の称呼として、自分から言つたり或いは他人の言葉として伝達する場合、かつては広く漢を用いたが、このことはもとより「辨偽」の立論の前提であつて、ここにおいてさして別

の解釈が無い以上、さらに多くの同類の文献を再度引用する必要はない。なぜならこの類いの例は枚挙に暇がないからである。もしも「古來漢人爲吾師」が確かに唐代のウイグル人の筆より出たものであると実証しようと思うならば、力を注ぐ方向はまさに西域民族の人士本人が書いた文書であつて、その中に「漢人」というこの呼び方があつたかどうかを見るべきであろう。この類いの文献には碑銘、紙の文書、簡牘、また突厥文字、回鶻文字、吐蕃文字、于闐文字があるが、漢文で書かれた書写されたものもある。もしその中に「漢人」があるならば、そ

の原文はどのように表音されており、ラテン文字による書き写しはどのような形式となつているのだろうか。音訳かそれとも意訳か。

当時（或いはこれ以前）、ウイグルなどの民族は漢人という言葉を使つていただろうか。この点「古來漢人爲吾師」の全句は人をして疑問を抱かせる。「詩箋」とともにミーランより出た他の四片の残紙に少し触れなければならぬだろう。それらには吐蕃文字が書かれる一方、また反面には『詩經』「兵車行」などの漢文の古詩も書かれており、いずれも坎曼尔が書いたものと認識されている。その「兵車行」には、「君不見青海頭、古来白骨無人收」などの数句が書かれているだけである。杜甫と坎曼尔はともに唐代中期の人であり、杜甫は、詩中において唐人の慣例として漢を以て唐にたとえており、また「武皇（漢武帝）辺を開き意未だ已まづ」として話をなぞらえている。杜詩の「古來」は漢から唐に至るまでのこのような歴史時期を指すのであり、典拠でもあれば熟した言葉でもある。しかも坎曼尔が書いた「古來」はつまりどころ綻んだ偽作のぎこちない痕跡である。坎曼尔は「紇」を以て名前の前に付け加え、『若干史実』ではその上に「紇」を「回紇」のことであるとしているが、

それならば伺つてみたい。民族の歴史についてのみ触れるならば、坎曼尔が自分から云う「古来」とは、既に公に認められた史実に合致するものなのかどうか、と。分かりにくい箇所としてはなお次のことがある。『新疆簡史』第一巻一百五十頁に「七八八年（唐、貞元四年）、唐朝の同意を経て、回紇を改めて回鶻となす」と明確に指摘しているが、この作者は自分の陳述を意外なことになおざりにし、「詩箋」の「紇」坎曼尔は、實際には「鶻」坎曼尔であるべきということに注意をしていない。

なぜなら元和十年（八一五）の時には、ウイグル人はすでに「回紇」という名を使わなくなつてしまつていたからである。

「古來漢人爲吾師」と同様に、「李杜詩壇吾欣賞」の全句にも疑問点がある。「辨偽」ではかつて「欣賞」は唐詩中では使われたことがないという点について専門的に論証したことがある。『若干史実』では「欣賞」という言葉に関して、この文章では最長の一節（訳者注、^ヘ4）「關於欣賞」のこと）を設けている。その史料の分析と利用の方法はかなり代表的なものとなつていて。

「辨偽」中の論断、つまり唐詩に現代漢語に含まれる意味と同じ「欣賞」がまだ現れないということに反駁す

るために、『若干史実』では先ず、晋人陶淵明、清人黃宗羲の詩文中の「欣賞」を引用して、その上でさらに、中間に挟まれた唐人は「自己」の詩作中でなぜこれを使うことがわるいのだろうか」と云う。

周知のごとく、言語にはその発展過程があり、一度生成した後にそれが変わらないというわけではない。例えば「天山」の場合、唐代の文献に含まれる意味は現代漢語と同じで、新疆の域内を東西に横たわる中心の山脈のことを指す。詩人の駱賓王、李白、岑参などの人はこの天山を詠んでいるが、その地域はみな今日の地図で示すところと同じである。しかしながら、もし、唐代と現代とが一致するからといって、その間—例えば元代—も必ずそうであるとしたら、それは大変な誤りである。元人の文献中では、天山は一般に今日の内蒙古の陰山を指すが、陰山こそ今日では新疆の天山のことを指し、その位置はちょうど反対であつて、西域詩を選出してこの事実を弁えないと、致命傷にもなりかねない。耶律楚材の詩文中で述べられた天山のごときは、全て今日の内蒙古の陰山である。向達氏はかつて「元朝の人は一般に陰山を称して天山とし、新疆域内の天山を称して陰山としている。」（『西游録前言』）とこのように概括した。

同じ今一つの例としては、唐代の回紇、回鶻はいずれも今日のウイグル族を指すが、元代では、回鶻は今日のウイグル族を指し、回紇は基本的には回回を指す。これはイスラム教を信仰する色目人のことである（陳垣『元西域人華化考』卷四）。これらはみな歴史を解釈する上の常識である。まさしくこのような理由によつて、コンピューターを利用して唐詩を検索した時には、晋人が使用した「欣賞」もやはり検索を試みたのである。

「辨偽」では『全唐詩』を検索した結果を紹介した。つまり孟浩然の「同盧明府早秋宴張郎中海亭」という詩中に現れた「欣賞」である。具体的に分析をした後に、ここに「欣賞」に含まれるその意味、用法は陶淵明、坎曼尓に異なつてゐることを指摘した。孟浩然の原詩は次のとくである。

側聽弦歌宰、文書游夏徒。故園欣賞竹、爲邑幸來蘇。
華省會聯事、仙舟復與俱。欲知臨泛久、荷露漸成珠。

「辨偽」では、「來蘇」は典故であり、それゆえこれと相対する「賞竹」もくずせず、「欣、賞竹」とのみ読むことはできても、「欣賞、竹」とは読めないということを指摘した。『若干史実』ではこれに反駁して、「欣賞、竹」と途切れるとしたが、このように上下句が揃わな

かつたら、下句を「幸來、蘇」と見なして、「蘇」を「來蘇」という語句から切断して、単独で句中に配し、「竹」と相対させなければならず、こうなつたら結果として「來蘇」という正しい解釈を必然的に放棄しなければならなくなる。他に「蘇」に対して新しい解釈、つまり蘇は紫蘇草であるとしている。我々は伺わずにいられない。紫蘇草を用いて県令を賛えるということ、このような出典或いは先例があつたのだろうか、と。全ての句（ひいては全ての詩）は如何に理解すべきであるか、と。おそらくこのような無理やりなやり方で、含まれる意味が十分はつきりしている詩句を分割して息絶え絶えにすることはできないだろう。

孟浩然のこの詩は典型的な盛唐の五言律詩であり、律詩ならば当然格律をまもり平仄に気をつけるはずである。この詩の平仄は、仄仄平平仄、平平仄仄平。平平平仄仄、仄仄仄平平。（以下省略）

その中、「故園欣賞竹、爲邑幸來蘇」はまさに「平平平仄仄、仄仄仄平平」である。平仄に制約されていながら、どうして「故園、欣賞、竹、爲邑、幸來、蘇」とはつきり読んでしまえるのだろうか。

孟浩然の詩については旧注で世に伝わるものがないが、

李景白氏の『孟浩然詩集校注』⁽²¹⁾は、比較的権威のある新しい注釈本である。この書の「來蘇」の下注は次のごとくである。

『書經』『仲虺之誥』溪予后、后來其蘇。孔安國傳、

湯所往之、民皆喜曰、待我君來、其可蘇息。『文選』

「劉琨勸進表」、四海想中興之美、群生懷來蘇之望。

这里用「來蘇」以稱贊盧象（接するに、詩題の盧明府のこと。）

もし今一度一步掘り下げるならば、「欣賞」と「欣賞竹」とでは差があるか否かを分析すべきであろう。實際には古人はこれまでずつとこれらを二つの事であるべきとしてきた。『佩文韻府』では分けて二つの項目を立ててている。卷九十上、一屋、竹字に、「欣賞竹」⁽²²⁾があり、その内容内訳は二つの例句を引くのみである。その一つは前に引用した孟浩然の詩であり、今一つは「又、方回詩、忍寒賞竹憐高節、踏湿尋梅致好技」というものである。所謂る「踏湿（或踏雪）尋梅」は宋、元の人が常用した典故であり、詩文詞曲中に用いられ、元人の馬致遠にはこの主題をもつ雜劇があり、明初には「孟浩然踏雪尋梅」という雜劇があつて世に伝わっている。これは孟浩然の詩「和張丞相早春對雪」より出たものである。方

回のものは孟浩然の詩にともに出典がある「賞竹」と「尋梅」とを対比させながら、巧くまとまつてある。「欣賞竹」と「賞竹」は本来意味が同じであるが、「欣賞」とはかかわりがないことが分かる。『佩文韻府』では、「欣賞」について、卷五十一、二十二、養、賞字に、別に項目を立ててある。⁽²³⁾ただこの条の全文は「（陶潛詩）奇文共欣賞、疑義相與析」というものにすぎない。「賞竹」はもともと一つの典故であり、それゆえ下句は「來蘇」を以てこそ相対するものであるが、これは格律によつて決定されるのみならず、この詩の具体的な内容によつて求められるものである。この詩の詩題には二つの要素があり、その一つは県令に付き添うということであり、今一つは秋の夜の酒宴である。「賞竹」は『初學記』卷二十八、竹第十八に出典があり、この項目では顧野王が竹を詠んだ『拂崖篴賦』を引用しており、賦中には「陪嘉宴於秋夕、等貞節之歲寒」の句がある。かくして孟浩然はこの時「陪嘉宴於秋夕」という状況にあつて、そこで「賞竹」を以て連想し、下句とともに県令を称賛したが、これもまた典籍の「來蘇」をもとにして均衡を保つてゐる。

強調して指摘すべき」とは、我々の結論は唐詩中には

欣賞は見えないということのみである。が、唐代に實際に使われたか使われなかつたかをこれまでのところ證明しようとしたわけではなく、またこの点について證明しようとするのはほとんど不可能である。それは諸々の疑問点の一つにすぎないのであり、その他の疑問点とともに「詩箋」の眞實性の根本をぐらつかせている。

は前にこの点には同意しないということをはつきりと示した。「辨偽」の結論を打破しようとすると、なさねばならないことは真剣に以下に述べる例証をもつぱら捜し求めることがある。

唐代の文書について、その字体と『坎曼尔詩箋』との一致。

タリム地区から出土した文書に、元和の年号が記されてい

一点でもよいから、ミーラン古城が元代の初期にまだかなり繁栄していたと証明できる宋元の文物。

唐代（唐以前も含む）の民族人士が書いた文書で漢族を「漢人」と称するもの。

唐代の文献中に「詩壇」、「欣賞」が出て、しかもそ
れらが「詩箋」の用法と一致するもの。

唐代の文献中で、「東家」を地主、金持ちの意味とするもの。

唐代の漢文、或いは西域民族の文字言語で書かれた文献中で、烤餅の類いの食物を饢と称するもの。

て、県令（盧象）の故郷を指しているのではないだろう。前に引用した「沈房出使」なども当て推量で解釈してい る例証である。

『若干史実』では常に「完全に可能である」という類いの言葉で説得力のある論証に置き換えていたが、我々

唐代の漢文、或いは西域民族の文字言語で書かれた文献中で、烤餅の類いの食物を饢と称するもの。その他にもまだ一層追求されてしかるべきこととしては、次のごときものがある。ウイグル人はいつごろペルシヤ語から「饢」を借用したのかということ。西域民族

は元和年間に李杜を以て唐詩の代称となし得たのかどうかということ。ミーランで発見された漢文が書かれたわずかに六つの文書、その中の四つの反面は吐蕃文字のものであり、二つの反面はチャガタイ文字のもので、しかもこれら六つの文書の漢文の一面は同一人が書いたものであるというが、この種の可能性があるものか否か、また、両面が漢文とチャガタイ文字とに分かれているという唐代の文書が今一度探し出せるか否かということ、等など。

「詩箋」に関する史実について語ろうとするならば、上述の内容は全て回避できないものである。

『新疆簡史』第一冊一三二頁ではかつて「詩箋は、若羌県のミーラン古城で発見された。換言すると、回鶻（即ち回紇）が大規模に遷入する前に、西域にはすでに回鶻人がいたのである。」と述べたことがある。我々は、回鶻が西遷する以前、西域に個別に回鶻人がいたか否かという問題について検討しようとは思わないが、回鶻の西遷を否定するのは、今世紀の七八十年代の過渡期の一種流行した見解であるということだけは指摘しておきたい。我々の見解は次のとくである。坎曼尔及びその家族のように、代々ミーランに住み、数代に渡つて農業に

従事するかたわら学問をし、戦乱による遮断を見ること無く過ごせ、中原に優れた詩作が出るやそれをすみやかに手にいれて読むことができ、唐が西域の防衛を放棄した後に唐の正朔を遵奉するという、このような事は、元和年間には全く起こり得なかつたのであり、さらにはそれは西遷以前に西域にウイグル人が集まり住んでいたという証拠にはなり得ないものである。もしもこれが眞実の文書ならば、中国の歴史の多くの章節は書き換えられねばならず、「詩箋」が本物であると思考の限りを尽くして論証しようとした人に、この種の思想的備えがあるかを知らない。

かなり理解し難いことは、『若干史実』で例証としている史実は、往々にして調査しても証拠が得られないということである。本稿上篇で論証した河西の交通に関する三つの例を除いて、今一度いくつかの例を挙げてみよう。

『若干史実』は蘇軾の詩四首を引き、そのいずれにも注を『万有文庫』本『蘇東坡集』某巻と明示している。しかしながら『万有文庫』本の『蘇東坡集』を調査してみると、その結果どういうわけか一致するものは一首とてないことが判明した。第一首「元日次韵……」につい

て、『若干史実』注(10)では卷二に出ると云うが、實際には卷四にある。第二首「会客有美堂……」について、『若干史実』注(10)では卷三に出ると云うが、實際には卷五にある。第三首「次韵答劉景文左藏」について、『若干史実』注(10)では卷四に出ると云うが、實際には卷十八にある。第四首「豆粥」について、『若干史実』注(13)では卷四に出ると云うが、實際には卷十四にある。第四首「豆粥」について、『若干史実』文章を書いてたまま書き誤ることはだれでも免れ難いが、四首の詩の出典を調べ直しただけで、その誤る率百パーセント、三つの史料を調べて確かめただけで、その全てが不確かである、これはいつたいどうしたことか、とお伺いしたいものである。

余論

本稿の結びにあたり、再び冒頭の問題に戻ることにする。即ち「詩箋」の真偽について言及せざるを得ない。

「辨偽」では、郭沫若氏が校出した「詩箋」に書かれ

た白居易の詩には、「十箇所ぐらい」唐の敦煌の抄本と異なるところがある、と指摘した。『若干史実』の最後の一節（訳者注、¹³「関于賣炭翁抄本」のこと）では、上述の結論に対し「甚だ怪しく思う」と表明した以外

に、更には私が先輩の学者達に対し寛大ではなく敬意が足りないと批判している。

事実は、郭沫若がともに校出した坎曼尔抄「賣炭翁」と唐の敦煌本のこの詩には、九箇所（私は「辨偽」において「十箇所ぐらい」とした）異なるところがある、即ち次のごとくである（前は「詩箋」の文字であり、後は敦煌本の文字である）。一、灰作埃。二、嘗作為。三、両騎翩翩作翩翩両騎。四、来作問。五、衫作衣。六、牽作令。七、無重字。八、宮使驅將作驅入宮中。九、向作在。かくして郭沫若氏に対する姿勢について言及すれば、「詩箋」の真偽に触れないわけにはいかない。もしそれが本物であるならば、郭沫若の鑑定、顕揚、普及の功績は無きものにはできないわけで、私が「寛大ではない」ということではすまない。しかしながらもしそれが贋作ということになれば、たとえ名声が郭沫若のごとき人であろうとも、如何に歴史に直面するかという問題を回避することはできない。

「辨偽」の文章が郭沫若に対し、敬意を表していいと考へるのは、『若干史実』の見解であり、私は「辨偽」を書いている時には、郭沫若を尊敬しないかどうかということはまったく考えていなかつた。郭沫若にどの

ように対すべきかということは、第一に「詩箋」の真偽に影響するものでもなく、また、第二に「辨偽」の品格と価値を決定するものでもない。しかも「辨偽」は實際には郭沫若を婉曲的に弁護したものであつて、眞贗を明白にしなかつたという主たる責任は彼にあるのではなく、「文化大革命」にあるということを明確に指摘しておいた、と私は思つてゐる。それは、是非が顛倒し、善惡が混淆し、価値あるものが破棄され、無価値なものが世を騒がせた時期であつた。それゆえに「辨偽」では末尾においてとりわけ次のように述べた次第である。

「今日では、如何なる個人の責任を今一度追求してみたところで、それは、我々がこのように多くの時間を費やして詩箋の真偽を明白にするという本意からは背離してしまい、この相当厳肅な作業をして歴史茶番劇のカーテンコールという儀式を登場させしめかねない。」と。このような心境の中で、再び郭沫若個人に対して敬意を示すか否かを長々と話すとしら、それはたいそうな興ざめではないだろうか。

(2) 『新疆簡史』第一冊（新疆人民出版社、一九八〇年）
「説明」には、この書の一人の編纂者は「郭平梁、王治來同志」であると云う。『若干史実』はまさに前者が書いたものである。

(3)『絲綢之路史研究』(天津古籍出版社、一九九〇年)に見える。

(4) 『滄州集』(中華書局、一九六五年)に見える。
(5) 永泰二年十一月に大歴に改元したが、大歴元年はわずかに二カ月あるのみであった。

(6) 前者は『西域研究』一九九三年二期八頁に見え、後者

(7) 『黃文弼蒙新考察日記』(文物出版社、一九九〇年) 二三

五九貢、韓翔、朱英榮「龜茲石窟」（新疆大學出版社、一九九〇年）四三頁に見える。

(8) この制は又『全唐文』卷四一四にも収録されるが、制書に長じていた常袞の代作である。『唐大詔令集』に收める詔令には一般的にみなその年月を注として出しているが、この制には注を付けていない。制文に云う「河西節度使周鼎、安西北庭都護曹令忠、尙朱某」によつて、唐

「代宗が作つたものであろう」ということが分かる。

三頁に見える。

(10) 〔新疆考古三十年〕(新疆人民出版社、一九八三年)に
ト天寿写本に関する多くの文章を取扱る。

(11) 蕭之興『關於坎曼爾詩箋年代的疑問』(《光明日報》一九九二年十一月十八日)に掲載される。

（一九九一年十一月十八日に掲載）に見える。

(12) この点に関しては、既に正式な調査が行われて発表された。一九九二年十一月二十二日の『光明日報』にも報道されている。

(13) 『坎曼尔詩箋試探』

(14) 前者は新疆人民出版社一九八九年、後者は黒竜江教育出版社一九九一年。

(15) 新疆人民出版社、ウイグル文字版、卷一は一九八一年出版、卷三は一九八四年出版。

(16) 胡振華、黃潤華編、民族出版社一九八四年、「飲饌門」四九頁。

(17) 「民俗三十八首」其の六に「客作登場打麦勞、左携餅餌右松醪。」とある。

(18) 卷三「飲食」其の一に「餅餌深黃飯顆香」とある。蕭雄の自注に「尋常家面食又以干饃為主、皆用土磚砌瓮、內光沢、燒熱貼餅烙之、黃而香。食此以為常」とある。

(19) 『西域南海史地考証論著汇輯』に見える。

(20) 『西域研究』一九九三年一期に見える郭平梁が再び撰した『紇・霍尔・回紇』という論文では、さらに一步進めて、紇は吐蕃文字ではよく見かける「霍尔」のことであり、回紇という意味であるとしている。しかし、この説もまた不確かなものである。「霍尔」は「胡」と別に論議すべきものである。しかも郭平梁はその著『新疆簡史』

第一冊第一五〇頁において、「七八八年（唐貞元四年）、唐朝の同意を経て、回紇を改めて回鶻とした。」とはつきりと言っているのである。この後、ウイグル族を回鶻と呼び、回紇と呼ばなくなり、たとえ「霍尔」が回紇であ

るとしても、元和十年（八一五）の時には、坎曼尔も「鶻坎曼尔」と記せただけである。これがあらゆる学者（郭平梁も含む）が一致して認める史実である。

(21) 巴蜀書社一九八八年三月、四五〇頁。ついでに言えば、李注でもこの孟浩然の詩は、あるいは誤入した他人の作品ではないか、と見ていてる。

(22) 上海古籍出版社一九八三年影印本、三冊、三四二五頁一二欄。

(23) 同上書、二冊、二一〇三頁三欄。

付記(1)

前々号の拙稿「白詩唐代鉢本について—『坎曼尔詩箋』（『賣炭翁』）を續つて」（『史学』第六三卷第四号・平成六年八月刊）に付載した楊鑑氏の「『坎曼尔詩箋』辨偽」（和田浩平訳）に関しては、楊氏ご自身、これに西域の歴史地理的考察の側面をも加えることを必要とされ、既報のごとく、その原稿を小生宛送付された。これは誠にご尤もなことで、二篇が揃つて、はじめて、この論は全きを得るわけである。間に一号入つたが、編集者のご高配に謝し、また、二回に亘り楊論文につき合つてくれた訳者の労を多とする。

（太田次男）

付記(2)

この翻訳の原文は元來『中国辺疆史地研究』一九九四年二期に掲載された「西域史地研究与『坎曼尔詩箋』的真偽」であるが、拙訳の作成は作者の楊鑑氏がこれに修訂を加えたものに拠つて行つた。また、読者の理

解のために必要と思われる箇所には本文中に（訳者注云々）という形で、訳者がこれを補うことにした。

楊鑑氏によれば、郭沫若が一九七一年に「詩箋」を『坎曼尔詩箋』と命名し、また郭平梁の『若干史実』でも『坎曼尔詩箋』の名称を用いているが、現代中國語ではむしろ「詩箋」の方が適當で、一般の読者にも分かりやすいと思われるため、本文中では「箋」の字を「箋」に改めて『坎曼尔詩箋』という言い方を一律に用いたということである。

ここで前回の拙訳「『坎曼尔詩箋』辨偽」（『史学』第六十三卷第四号）において訂正すべき箇所を示したい。「饅」→「饅」（一七頁下）、「デュミエーヴィル」→「ドミエヴィル」（四一頁下）、「朝廷の命を奉じて」↓「車奉朝（人名）」（四二頁上）、「宿学碩学の先生方」→「宿白（人名）先生」。

翻訳文の作成に当たつてご教示を賜つたのは次の方々である。太田次男名誉教授（慶應義塾大学）、佐藤一郎名誉教授（慶應義塾大学）、雋雪艷女士（東京大学大学院）陳捷女士（現在慶應義塾大学斯道文庫留学、北京大学）《五十音順》。また原作者の楊鑑氏（中国社会科学院文学研究所副教授）には、国境を越えて暖かなご指導を賜つた。ご協力して下さった諸先生方にここに感謝の意を表する次第である。

（和田浩平）